

淡路市議会議長

岬 光彦様

提出者	淡路市議会議員	打越 齊
〃	〃	井出 信
〃	〃	富永 康文
〃	〃	池本 道治
〃	〃	石岡 義恒
〃	〃	西村 秀一
〃	〃	岨下 博史
〃	〃	籾谷 宏
〃	〃	土井 晴夫
〃	〃	田中 孝始
〃	〃	針木 均
〃	〃	太田 善雄

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書の件について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び淡路市議会会議規則(平成17年淡路市議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出する。

(提案理由)

高齢化が進んでいる被害者に対する早急な救済措置を一刻も早く講じるため、この意見書を国に提案するものである。

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、精神疾患や遺伝性疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約2万5,000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題である。また、強制ではなく、同意したとして手術を受けた人が多数おられるといわれている。同意させられたという可能性もあり幅広く救済を検討すべきと考える。同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

よって、国におかれては、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済のため、下記事項において責任をもって取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県が所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 被害者やその家族などからの相談に対する総合的・専門的な窓口を国が責任をもって設置すること。
- 4 旧優生保護法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、被害者に対する的確な救済措置を一刻も早く講じ、早期解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

兵庫県淡路市議会議長 岬 光彦

